

# 第1章 置戸町健康増進計画の概要

## 1. 健康増進計画策定の趣旨

国は、21世紀における我が国の健康づくりを総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきました。

令和4年(2022年)に「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」の最終評価が行われ、健康寿命は着実に延伸してきた一方で、一部の指標が悪化しているなど、さらなる生活習慣の改善や個人の行動と健康状態の改善を促す必要があることが明らかになりました。

これを踏まえ、国は令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までの12年間を計画期間とする「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進することとなりました。

「健康日本21(第三次)」では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンとして掲げ、次の2つの柱と基本的な方向が示されています。

- 誰一人取り残さない健康づくりを展開する
- より実効性をもつ取り組みを推進する

### 【基本的な方向】

1	健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2	個人の行動と健康状態の改善(生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上)
3	社会環境の質の向上(社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、自然に健康になれる環境づくり、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備)
4	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり(こども・高齢者・女性それぞれの特性に応じた取組)

出典：健康日本21(第三次)の概要

これを受け、北海道においても健康増進法に基づく都道府県健康増進計画として、北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」（計画期間：令和 6 年度～令和 17 年度）を令和 6 年 3 月に策定しました。

置戸町においても、平成 22 年 3 月に「明るく元気に生活できる」を健康づくりの理念として「置戸町健康増進計画（置戸町げんきアップ 21）」を策定し、平成 28 年度からは第 2 期計画（計画期間：平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度）として取り組みを推進してきました。今回、新たになった国の基本方針（健康日本 21（第三次））を基に、これまでの取り組みの評価と現状、新たな課題を整理し、第 3 期健康増進計画を策定します。

## 2. 健康増進計画の位置づけ

本計画は「置戸町まちづくり基本条例」を基本として策定された、将来像「笑顔と夢を未来につなぐまち おけと」の実現を目指した第 6 次置戸町総合計画における保健分野の個別計画として位置づけます。

第 6 次置戸町総合計画では、基本目標 1 として「健康で安心して暮らせるまちづくり」を掲げており、本計画はその実現に向けた中心的な個別計画として位置づけられます。

またこの計画は「置戸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「置戸町障がい者基本計画」「置戸町障がい福祉計画」「置戸町障がい児福祉計画」「置戸町子ども・子育て支援事業計画」「置戸町特定健康診査等実施計画」「置戸町国民健康保険データヘルス計画」など関連計画と整合性を図るとともに、「母子保健計画」「食育推進基本計画」「自殺対策計画」も含める内容としています。

策定にあたっては、「健康日本 21（第三次）」の基本方針を基に、北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」との整合性を図ります。

## 3. 健康増進計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までとします。

なお、計画開始後 5 年を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後 10 年を目途に最終評価を行います。また、社会状況の変化や法制度・計画などの変更に伴い、必要に応じて見直しを行います。